

## 議会改革推進協議会の取り組み事項正副委員長修正案

(1) 「議会のあり方」検討協議会からの引き継ぎ事項

網掛けが修正箇所

検討項目	協議内容	協議の場・進め方
1 議員定数の見直し	「議会のあり方」検討協議会の検討結果を踏まえ、幹事長会議で議論を深め、協議会に報告	協議会に検討経過を報告することで公開性を担保
2 議会報告会等の検討	議会としての説明責任、議会への市民意見の集約という点から、どのような形態が良いかをPTで議論	まず、協議会で実施するかどうかについて検討 ・実施する⇒PTにて調査・検討 ・実施しない⇒議会報告会とは違う形で、議会の説明責任を果たす方法等を協議
3 通年議会等 議会運営の検討	専決処分への対応、臨機応変な審議、市民の立場に立った議会運営、行政事務効率への配慮などのさまざまな観点から協議検討する。	協議会（全委員）

(2) その他協議すべきと考えているもの

1 政策条例の提案	保健消防委員会での墓地条例改正の経験を踏まえ、条例提案までの策定体制や手法を協議検討する。	PT：政策条例策定体系検討チーム
2 I C Tの活用	議会内部事務の効率化、情報受発信、ネット選挙への対応を含めた議員や議会のスキルアップの観点からPTで協議	PT：I C T化推進チーム
3 議会の災害対策及び活動の体系化について	災害時緊急時の議会としての体制について、協議会で検討	協議会において、「災害時の行動指針」策定を検討。なお、災害はいつ起きるかわからないため、早急に検討に着手し、平成26年1月末までの策定を目標とする。

※PTについて：構成は委員7名（正副委員長を除く）とし、リーダーは互選による。

メンバーは原則として協議会委員であり、必要に応じて委員外議員及び専門委員の参加を認める。

PTはあくまで調査・検討ということで、報告を受けた（改革推進）協議会で協議し合意を得る。

メンバーが出席できない場合は、同一会派内の代理出席も認める。

会議の公開については、PTは機動性を重視し、協議会に検討経過を報告することにより公開性を担保する。